

第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針策定支援業務委託事業者 選定審査基準

第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針策定支援業務委託事業者審査委員会設置要領（以下「設置要領」という。）第2条に基づき、事業者選定審査基準を次のとおり定める。

1 選定方法

（1）設置要領第3条に定めるもの（以下、「審査委員」という。）が以下に定める審査基準に基づき採点する。なお、見積価格が第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針策定支援業務委託公募要領（以下、「公募要領」という。）「Ⅱ.4.予算上限額」を超えた場合及び、募集要領に定める内容を一つでも欠く提案は欠格とし、その後の審査は行わない。

（2）事業者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの評価・採点を審査委員会が行い、事業者を選定する。合計評価点の同じ者が2者以上あるときは、提案評価点（評価項目1から5）が高い者を上位とする。なお、応募事業者が1者のみであった場合、合計評価点1500点満点に対し60%以上の合計評価点の獲得をもって市が求める基準を満たすものと判断する。

（3）点数の算出にあたり、小数点以下は四捨五入を行う。

2 採点基準

（1）【審査の評価項目と評価基準】 1500点満点

※評価項目1から5については、評価基準ごとに100点

評価項目	評価基準	配点
1. 企画提案の実施体制	① 業務に従事する予定の人員について、十分な知識・経験を有しているか ② 業務の円滑な遂行に必要な人員について、十分な確保ができているか ③ 業務遂行のスケジュールについて、定められた期限の中で実現可能かつ具体的な内容で組まれているか	審査員1人につき300点満点

2. 国の動向や社会情勢、当市の施策への理解・分析	① 関係法令及び国の動向や社会情勢に対し、深く理解し課題の認識がなされているか ② 日野市の施策の特性を踏まえ、市の現状について正しく分析し、課題の認識がなされているか	審査員1人につき200点満点
3. 実態調査	① 方針策定の基礎情報として十分な回答率となるための工夫および、結果の分析から市の課題を明確化し、方針策定に有効に活用できる工夫がなされているか ② 子ども・若者の声を聴く手法について効果的な提案がなされているか	審査員1人につき200点満点
4. 方針策定支援	① 方針策定における具体的な支援内容が提案され、策定支援における方針が読み取れるか ② 実態調査の結果の施策への反映方法が明確に示されているか	審査員1人につき200点満点
5. プレゼンテーション・質疑応答	① 提案内容を分かりやすく説明する能力があり、プレゼンテーションが効果的であるか ② ヒアリングや質問に速やかに的確に対応する能力があるか	審査員1人につき200点満点
6. 事業者の実績	当市の方針策定支援を十分に行えるだけの実績を有しているか	200点満点
7. 見積価格について（価格評価点）	$\text{価格評価点} = 200 \text{点} \times (\text{最低の見積価格} \div \text{対象事業者の見積価格})$	200点満点

（2）配点の考え方

- ① 評価項目1から5については、審査委員が評価項目の評価基準ごとにA表にもとづき評価した点数の平均点とする。
- ② 評価項目6については、審査委員の個別評価は行わず、B表の基準により採点するものとする。
- ③ 評価項目7については、審査委員の個別評価は行わず、「価格評価点＝200点×（最低の見積価格÷対象事業者の見積価格）」で採点するものとする。

A表

点数	評価基準
100	特に優れている
80	優れている
60	一般的である
40	やや劣っている
20	劣っている

B表

点数	評価基準
200	自治体の計画策定支援業務委託請負件数 10件以上
150	自治体の計画策定支援業務委託請負件数 8件～9件
100	自治体の計画策定支援業務委託請負件数 6件～7件
50	自治体の計画策定支援業務委託請負件数 4件～5件
10	自治体の計画策定支援業務委託請負件数 1件～3件